



鳥取県公報

平成 27 年 5 月 29 日 (金)
号外第 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(38) (緑豊かな自然課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付、鳥獣捕獲等事業の認定、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請等に係る様式を定める。
- (2) 引用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名を改める等の所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u></p>	<p><u>鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）並びに鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）並びに鳥取県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(公告等)</p> <p>第1条の2 知事は、<u>法第7条第5項（法第7条の2第3項、第12条第6項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）又は法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）</u>に規定する場合において公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(公告等)</p> <p>第1条の2 知事は、<u>法第7条第5項（法第12条第6項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）又は法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）</u>に規定する場合において公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(許可証等再交付申請書)</p> <p>第4条 省令第7条第10項、<u>第11条の2第8項、第13条の9第4項、第15条第5項、第19条の9第4項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項、第46</u></p>	<p>(許可証等再交付申請書)</p> <p>第4条 省令第7条第10項、<u>第11条の2第8項、第15条第5項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項、第48条第5項及び第65条第9項の申請書は、</u></p>

<p><u>条の2第4項、第48条第5項及び第65条第9項の申請書は、様式第3号によるものとする。</u></p>	<p>様式第3号によるものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(許可証等亡失届出書)</p>	<p>(許可証等亡失届出書)</p>
<p>第5条 省令第7条第13項及び第14項、第11条の2第10項、<u>第13条の9第7項、第15条第7項、第19条の9第6項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第46条の2第6項、第50条並びに第65条第10項の規定による届出は、様式第3号の届出書を提出してしなければならない。</u></p>	<p>第5条 省令第7条第13項及び第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条並びに第65条第10項の規定による届出は、様式第3号の届出書を提出してしなければならない。</p>
<p>(対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書)</p>	<p>(対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書)</p>
<p>第5条の2 略</p>	<p>第5条の2 略</p>
<p><u>(夜間銃猟作業計画確認申請書)</u></p>	
<p>第5条の3 <u>省令第13条の8第1項の申請書は、様式第3号の3によるものとする。</u></p>	
<p><u>(指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書)</u></p>	
<p>第5条の4 <u>省令第13条の9第1項の申請書は、様式第3号の4によるものとする。</u></p>	
<p>(指定猟法許可申請書)</p>	<p>(指定猟法許可申請書)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p><u>(鳥獣捕獲等事業認定申請書)</u></p>	
<p>第6条の2 <u>省令第19条の2第1項の申請書は、様式第4号の2によるものとする。</u></p>	
<p><u>(鳥獣捕獲等事業変更認定申請書)</u></p>	
<p>第6条の3 <u>省令第19条の11第1項の申請書は、様式第4号の3によるものとする。</u></p>	
<p><u>(鳥獣捕獲等事業廃止届出書)</u></p>	
<p>第6条の4 <u>法第18条の7第4項の規定による届出は、様式第4号の4の届出書を提出してしなければならない。</u></p>	
<p><u>(鳥獣捕獲等事業有効期間更新申請書)</u></p>	
<p>第6条の5 <u>省令第19条の13第1項の申請書は、様式第4号の5によるものとする。</u></p>	
<p>(特定猟具使用制限区域内における捕獲等の承認申請書)</p>	<p>(特定猟具使用制限区域内における捕獲等の承認申請書)</p>

第14条 略

(住居集合地域等における麻醉銃猟許可申請書)

第14条の2 省令第46条の2第1項の申請書は、様式第11号の2によるものとする。

(狩猟免許等記載事項変更届出書)

第16条 省令第19条の12第1項、第48条第4項及び第65条第8項の届出書は、様式第13号によるものとする。

2 省令第7条第11項及び第12項、第11条の2第9項、第13条の9第5項及び第6項、第15条第6項、第19条の9第5項、第20条第5項、第24条第5項、第42条第5項並びに第46条の2第5項の規定による届出は、様式第13号の届出書を提出してしなければならない。

(狩猟免許更新申請書)

第17条 法第51条第1項の申請書は、様式第14号によるものとする。

2 省令第59条の2の書面は、様式第14号の2によるものとする。

様式第3号(第4条、第5条関係)

略
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項(同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) <u>・第15条第7項・第19条第6項・第21条第2項において準用する第19条第6項・第24条第6項・第35条第8項・第38条の2第7項・第46条第2項・第61条第5項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の2第7項・第19条の9第3項の規定による再交付を受けたいので、下記により申請します。</u>
<input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり亡失したので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項・第14項・第11条の2第10項・第13条の9第7項・第15条第7項・第19条の9第6項・第20条第6項・第24条第6項・第42条第6項・第46条の2第6項・第50条・第65条第10項の規定により</u>

第14条 略

(狩猟免許等記載事項変更届出書)

第16条 省令第48条第4項及び第65条第8項の届出書は、様式第13号によるものとする。

2 省令第7条第11項及び第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項及び第42条第5項の規定による届出は、様式第13号の届出書を提出してしなければならない。

(狩猟免許更新申請書)

第17条 法第51条第1項の申請書は、様式第14号によるものとする。

様式第3号(第4条、第5条関係)

略
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項・第15条第7項・第19条第6項・第21条第2項において準用する第19条第6項・第24条第6項・第35条第8項・第46条第2項・第61条第5項・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の2第7項の規定による再交付を受けたいので、下記により申請します。
<input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり亡失したので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項・第14項・第11条の2第10項・第15条第7項・第20条第6項・第24条第6項・第42条第6項・第50条・第65条第10項の規定により届け出ます。</u>

届け出ます。

種類	<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 従事者証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認） <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 登録票（飼養登録） <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状（種類：免許） <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 認定証（鳥獣捕獲等事業） <input type="checkbox"/> 従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業） <input type="checkbox"/> 許可証（麻醉銃猟）
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 略

様式第4号（第6条関係）

指定猟法許可申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項ただし書の規定による指定猟法の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵便番号
住所
ふりがな
申請者 氏 名
職 業
生 年 月 日
電 話 番 号

記

略

注 略

添付書類 略

様式第10号（第13条関係）

（表面）

略

（裏面）

<p><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜すい）</u></p> <p>（鳥獣保護区）</p> <p>第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保</p>

種類	<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認） <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 登録票（飼養登録） <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状（種類：免許） <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注 略

様式第4号（第6条関係）

指定猟法許可申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定による指定猟法の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵便番号
住所
ふりがな
申請者 氏 名
職 業
生 年 月 日
電 話 番 号

記

略

注 略

添付書類 略

様式第10号（第13条関係）

（表面）

略

（裏面）

<p><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（抜すい）</u></p> <p>（鳥獣保護区）</p> <p>第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区と</p>

護区として指定することができる。

(一) 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域

(二) 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

2～11 略

(特別保護区)

第29条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2～6 略

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

(一)～(三) 略

(四) 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

8～10 略

(実地調査)

第31条 環境大臣又は都道府県知事は、第28条第1項又は第29条第1項若しくは第7項第4号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に

して指定することができる。

(一) 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域

(二) 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域

2～11 略

(特別保護区)

第29条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2～6 略

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

(一)～(三) 略

(四) 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

8～10 略

(実地調査)

第31条 環境大臣又は都道府県知事は、第28条第1項又は第29条第1項若しくは第7項第4号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に

前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(一)～(三) 略

(四) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(五)～(十) 略

前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(一)～(三) 略

(四) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(五)～(十) 略

様式第13号（第16条関係）

狩猟免許等記載事項変更届出書

職 氏 名 様

下記のとおり記載事項等に変更を生じたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項・第46条第1項・第61条第4項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項・第12項・第11条の2第9項・第13条の9第5項・第6項・第15条第6項・第19条の9第5項・第20条第5項・第24条第5項・第42条第5項・第46条の2第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

ふりがな

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

職業

生 年 月 日

電 話 番 号

記

狩猟免許等 の種類	<input type="checkbox"/> 狩猟免許(種類：免許) <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許可証(鳥獣の捕獲等
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第13号（第16条関係）

狩猟免許等記載事項変更届出書

職 氏 名 様

下記のとおり記載事項等に変更を生じたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項・第61条第4項・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項・第12項・第11条の2第9項・第15条第6項・第20条第5項・第24条第5項・第42条第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

ふりがな

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

職業

生 年 月 日

電 話 番 号

記

狩猟免許等 の種類	<input type="checkbox"/> 狩猟免許(種類：免許) <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許可証(鳥獣の捕獲等
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

又は鳥類の卵の採取等) <input type="checkbox"/> 従事者 証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採 取等) <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 登録 票 (飼養登録) <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証 (対象狩猟鳥獣の捕獲等の承 認) <input type="checkbox"/> 承認証 (特定猟具使用制限 区域における捕獲等の承認) <input type="checkbox"/> 定証 (鳥獣捕獲等事業) <input type="checkbox"/> 従事者 証 (指定管理鳥獣捕獲等事業) <input type="checkbox"/> 許可証 (麻醉銃猟)
略

注 略

様式第14号 (第17条関係)

(表)

略	略																
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律第51条第1 項の規定による狩猟免許の有効期 間の更新を受けたいので、下記に より申請します。 記 (1) 更新を受けようとする狩猟 免許の種類及び使用しようとし る猟具の種類並びに第1種銃猟 免許又は第2種銃猟免許の猟具 の所持許可 (免許の種類欄の□ にレ印を付し、番号に○印を付 す。)																	
略	略																
<table border="1"> <tr> <th>※免 許の 種類</th> <th>※狩 猟免 状番 号</th> <th>※狩 猟免 状交 付年 月日</th> <th>※講 習会</th> <th colspan="3">※適性試験の結果</th> <th>※適性 試験の 免除</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>視力</td> <td>聴力</td> <td>運動 能力</td> <td></td> </tr> </table>	※免 許の 種類	※狩 猟免 状番 号	※狩 猟免 状交 付年 月日	※講 習会	※適性試験の結果			※適性 試験の 免除					視力	聴力	運動 能力		略
※免 許の 種類	※狩 猟免 状番 号	※狩 猟免 状交 付年 月日	※講 習会	※適性試験の結果			※適性 試験の 免除										
				視力	聴力	運動 能力											
略	略																

(裏)

略
(4) 鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、 狩猟について必要な適性を有することの確認 (確認がなされている場合は、適性の確認欄 の□にレ印を付すること。)

又は鳥類の卵の採取等) <input type="checkbox"/> 指定猟 法許可証 <input type="checkbox"/> 登録票 (飼養登録) <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 承認証 (対象狩猟 鳥獣の捕獲等の承認) <input type="checkbox"/> 承認証 (特 定猟具使用制限区域における捕獲等 の承認)
略

注 略

様式第14号 (第17条関係)

(表)

略	略														
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律第51条第1項の規定に よる狩猟免許の有効期間の更新を 受けたいので、下記により申請し ます。 記 (1) 更新を受けようとする狩猟 免許の種類及び使用しようとし る猟具の種類並びに第1種銃猟 免許又は第2種銃猟免許の猟具 の所持許可 (免許の種類欄の□ にレ印を付し、番号に○印を付 す。)															
略	略														
<table border="1"> <tr> <th>※免 許の 種類</th> <th>※狩 猟免 状番 号</th> <th>※狩 猟免 状交 付年 月日</th> <th>※講 習会</th> <th colspan="3">※適性試験の結果</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>視力</td> <td>聴力</td> <td>運動能力</td> </tr> </table>	※免 許の 種類	※狩 猟免 状番 号	※狩 猟免 状交 付年 月日	※講 習会	※適性試験の結果							視力	聴力	運動能力	略
※免 許の 種類	※狩 猟免 状番 号	※狩 猟免 状交 付年 月日	※講 習会	※適性試験の結果											
				視力	聴力	運動能力									
略	略														

(裏)

略

適性の確認	<input type="checkbox"/>
注 略	
添付書類	
1 申請者が <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書</u> （当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（同条第1号に係るものに限る。）を現に受けていない場合に限る。）	
2・3 略	
4 <u>認定鳥獣保護等事業の従業者であって、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣保護等事業者が作成した適性確認書（様式第14号の2）</u>	

注 略	
添付書類	
1 申請者が <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書</u> （当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（同条第1号に係るものに限る。）を現に受けていない場合に限る。）	
2・3 略	

様式第15号（第18条関係）

(表)

略	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否の別	

略	略
略	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。	略
記	
(1) 狩猟者登録と受けようとする狩猟免許の種類（□にレ点を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号、交付年月日及び所持する免許の種類（□にレ点を付す。）	
略	

様式第15号（第18条関係）

(表)

略	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
略	

略	略
略	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。	略
記	
(1) 狩猟者登録と受けようとする狩猟免許の種類（□にレ点を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号、交付年月日及び所持する免許の種類（□にレ点を付す。）	
略	

(裏)

(2) 略	
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ

(裏)

(2) 略	
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ

<p>(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号第8号又は第9号の該当者であるか否かの別(該当の□にレ印を付する。)</p> <p><input type="checkbox"/>第7号(許可捕獲等をした者)に該当</p> <p><input type="checkbox"/>第8号(許可捕獲等に従事した者)に該当</p> <p><input type="checkbox"/>第9号(認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者)に該当</p> <p><input type="checkbox"/>いずれにも該当しない</p>	
<p>(4) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)</p>	<p>(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(7) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(8) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

第2条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号中「その1(愛がんのための飼養の目的以外の場合)」を削り、「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改め、同様式のその2を削る。

様式第2号中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

様式第3号の2中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第3号の3（第5条の3関係）

夜間銃猟作業計画の確認申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号の規定による夜間銃猟作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することの確認を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(主たる事務所の所在地)

申請者 名 称

代表者の氏名

電話番号

記

事業名		
夜間銃猟の実施日時		
夜間銃猟の実施区域		
捕獲等をする鳥獣及び目標頭数		
夜間銃猟の実施方法	捕獲等の方法	
	安全確保策	
	捕獲等をした個体の回収及び処分方法	
夜間銃猟の実施体制	発注者	
	現場の実施体制	
	関係機関との調整状況及び連携方法	
夜間銃猟をする者（射手）	氏名	狩猟免許番号（交付年月日）
	銃の種類（銃所持許可証番号、交付年月日）	
住民の安全確保・周辺地域への注意喚起の方法		
備考		

添付書類

- 1 実施区域図（縮尺1:50,000以上の地形図）
- 2 夜間銃猟の実施方法を明らかにした図面
- 3 射撃場所、射撃方向、その付近の状況、安全確保のための措置その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図
- 4 夜間銃猟安全管理規程
- 5 銃所持許可認定証の写し
- 6 夜間銃猟をする者を含む捕獲従事者名簿

様式第3号の4（第5条の4関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(主たる事務所の所在地)

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

記

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	
従事者の住所、氏名、職業、生年月日	※別紙名簿のとおり

(別紙) 指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿

住 所	氏 名	職 業	生 年 月 日	銃 器 を 使 用 す る 場 合			備 考
				所持許可 証番号	交付年月 日	銃器の種 類	

様式第4号中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第4号の2（第6条の2関係）

鳥獣捕獲等事業認定申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定による認定を受けた
 いので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(主たる事務所の所在地)

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

記

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ツキノワグマ 4 ニホンザル 5 その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕 獲 従 事 者	別紙のとおり
	安 全 管 理 体 制	
	夜 間 銃 猟 の 実 施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

(別紙) 捕獲従事者名簿

氏 名	生 年 月 日	狩猟免許の種類	銃 器 を 使 用 す る 場 合		救急救命講習 の受講の有無
			銃 器 の 種 類	夜間銃猟をする 者	

(添付書類一覧)

※本申請書に添付した書類について、□にレ印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、年月日及び役職）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 申請者の捕獲実績を記した書類
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 施行規則第19条の8第4号（整備省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む）

(夜間銃猟する場合)

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する次の書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

様式第4号の3（第6条の3関係）

鳥獣捕獲等事業変更の認定申請書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定による認定を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

住 所

（主たる事務所の所在地）

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

記

認 定 証 番 号		
認 定 証 交 付 年 月 日		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 日		

様式第4号の4（第6条の4関係）

鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

職 氏 名 様

鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

(主たる事務所の所在地)

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

記

廃 止 し た 日	
-----------	--

様式第4号の5（第6条の5関係）

鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(主たる事務所の所在地)

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

記

認 定 証 番 号		
認 定 証 交 付 年 月 日		
鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ツキノワグマ 4 ニホンザル 5 その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕 獲 従 事 者	別紙1のとおり
	安 全 管 理 体 制	
	夜 間 銃 猟 の 実 施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		
研 修 の 実 施 状 況	別紙2のとおり	

(別紙1) 捕獲従事者名簿

氏 名	生 年 月 日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習の 受講の有無
			銃器の種類	夜間猟銃をする 者	

(添付書類一覧)

※本申請書に添付した書類について、□にレ印を付すこと。

※前回申請時と同じ都道府県知事に申請する場合においては、前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際にあらためて提出させて確認する必要のない書類については、その添付を省略することができる。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに受講した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 研修の実施状況に関する報告書（別紙2）
- 申請者の捕獲実績を記した書類
- 役員及び事業管理責任者が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む）。

(夜間銃猟をする場合)

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する次の書類
 - ・射撃技能を証明する書類
 - ・捕獲実績に関する書類
 - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し（新たに修了した者に限る。）
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

(別紙2)

研 修 の 実 施 状 況	(1年目)
	(2年目)
	(3年目)
研 修 計 画 の 改 善 状 況	

注 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。

様式第5号から様式第9号までの規定及び様式第10号の（表面）中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

様式第11号中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第14条の2関係）

麻醉銃猟許可申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号
住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名
職 業
生 年 月 日
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

記

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕 獲 等 の 期 間	
捕 獲 等 の 区 域	
捕 獲 等 の 目 的	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

添付書類 捕獲等の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図

(別紙) 麻酔銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等をす る鳥獣の種 類及び数量	麻酔銃の所持許可証		※人命救助等に従事 する者届出済証明書		備 考
					所持許可 番号	交付年月 日	届出済証 明書の番 号	交付年月 日	

注 ※については、麻酔銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合に記載すること。

様式第12号中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2（第17条関係）

適性確認書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者が狩猟について必要な適性を有することを確認したので、下記により提出します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(主たる事務所の所在地)

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

記

認 定 証 番 号			
認 定 証 交 付 年 月 日			
交 付 し た 都 道 府 県 知 事 名			
事 業 従 事 者 の 氏 名	適性を有することを 確認した日	適性を有することを確 認した方法	結 果

注1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。

2 複数人分まとめて作成することができる。

3 適性を有することを確認した日欄には、狩猟免許の更新の申請前1年以内の年月日を記載すること。

4 適性を有することを確認した方法欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法(医師の診断書、健康診断の結果等)を記載すること。

5 この証明書は、本証明書が発行された日から3月以内に限り有効とする。

様式第16号及び様式第18号から様式第20号までの規定中「鳥獣の保護及び」を「鳥獣の保護及び管理並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。